

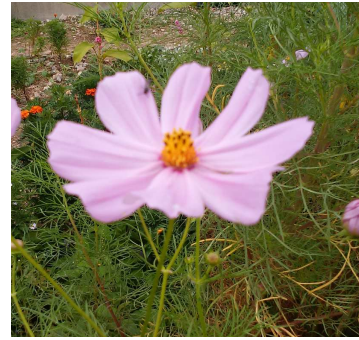


事務所だより 10月号

西田成希税理士事務所

錦秋の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

10月に入りました。今年も残すところあと3ヶ月です。毎年、1年が早く過ぎるように感じます。歳のせいですかね(^_^;)。10月1日は、長男の誕生日です。その長男、9月30日の23時55分頃にトイレに行きたくなったそうです(大きい方。尾籠な話ですみません(_ _))。で、誕生日の瞬間をトイレで過ごすのは嫌だということで、日付が変わるまで我慢して、危うく漏らすところだったと話していました。何を考えているのか…(さすが我が息子?(>_<))。



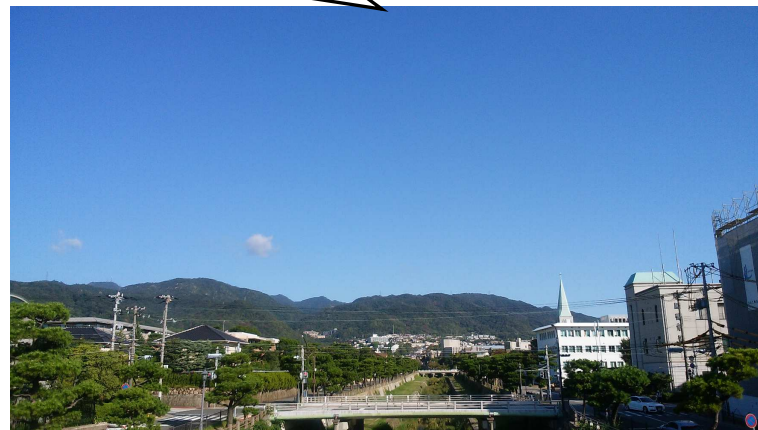
何を考えているかという話ですと、また何を考えているかよく分からない学生のもとに行きます。この3月まで講師をしていた、大阪電気通信大学に非常勤講師として教壇に立つことになりました。3月で契約終了、お役御免となっていたのですが、私が講師をしていた学部、あと3年で無くなってしまいます。無くなる学部で教えたい人がいなかったようです。仕方がなかったのか私に声がかかりました。週1回月曜日に3科目を教えてきます(予習と成績判定が大変なんですよね(^_^;)。大学に行かなくなって時間にゆとりができていたのに…)。『西田は厳しい』と分かっているはずなのに、税法概論という科目は、57名履修登録しているみたいです。それこそ何を考えているのやら(>_<)。過去4年間の経験を通じて厳しいけれど愛のある(?)接し方をしようと思います。今度の学生はどんな学生か、またレポートしますね。

朝・晩は、随分と涼しくなりました。日中との気温差が激しいですね。体調にはお気を付け下さい。では、事務所だより10月号をお送りします。



見事な秋晴れ！
思わず写真を撮ってしまいました。
これからは、六甲山が赤く染まります。

こちらも秋らしく。ススキの群生です。
今年の十五夜は10月4日ですが、天気はどうでしょうね。
「月見喝一杯」といいますが、月は関係なく「一杯」があれば満足です(>_<)。



☆ お知らせ (平成 29 年 10 月の 税務)

期 限	項 目
10月10日	9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
10月16日	特別農業所得者への予定納税基準額等の通知
10月31日	8月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	2月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
	消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>
	個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)

※ ポチポチ、保険会社等から『生命保険料控除証明書』等、年末調整や確定申告に必要な書類が届く時期です。捨てずに必ず取っておいてください！

☆ 軽自動車税の歴史

◆ 自動車税は県税で、軽自動車税は市税

自動車税は道府県税ですが、軽自動車税は市町村税。何故なのかと不思議に感じたことはありませんか？

もともと道路運送車両法では、普通自動車等は「登録車」、軽自動車は「届出車」とされ取扱いに違いがあります。

「登録車」を所有する場合、国(管轄の陸運局)に登録することが求められています。この登録が行われると、次のような法律上の効果が生じることになります。

- ① 所有権を第三者に主張できる
- ② 自動車抵当法が利用できる
- ③ 所有権留保契約付譲渡ができる

このような効力はナンバープレート（自動車登録番号標）を表示することで行いますが、容易に取り外しができないように「封印」がされることとなっています。

一方、軽自動車（排気量 660cc 以下の三・四輪自動車）を所有する場合には、「届出車」とされ、国に登録はせず、軽自動車検査協会に届出を行います。軽自動車の場合、ナンバープレート（車両番号標）に封印は行われません。

◆ 自転車荷車税（市税）が軽自動車税に！

少し時代をさかのぼると、昭和 33 年までは自転車にもナンバープレート（自転車鑑札）が付けられていました。これは「自転車税（自転車荷車税）」の課税のためです。

明治初期に「車税」（国税、後に府県税）という税金があったのですが、明治 21 年に市制・町村制が施行され、この「車税」に附加税を課し財源としました。その後、昭和 15 年に市町村税として「自転車税」「荷車税」が法定されました。自転車やオートバイの走行距離や走行する地域等を考えると、課税主体を市町村とすることは問題ないと考えます。

戦後になると、昭和 29 年に「自転車税」と「荷車税」が統合され、「自転車荷車税」に。その「自転車荷車税」も昭和 33 年に廃止され、「軽自動車税」（原付自転車と自動車税から税源移譲された軽自動車・小型二輪を対象）が誕生しました。この頃の軽自動車はバイクのエンジンを車に乗せたような感覚だったのでしょう。いわゆる自動車という感覚はなかったようですね。昭和 43 年までは軽自動車は 16 歳で免許が取れました。

◆ 近年は税制改正で課税標準引き上げ

このような変遷を経て軽自動車税は、軽課の市町村税として登場したのですが、近年では小型の普通自動車との税負担の公平を図るため、平成 26～28 年改正で軽自動車税の課税標準等が引き上げられています。

☆ 医療費の自己負担が 3 割増

70 歳以上の高齢者が負担する医療費の上限を引き上げる内容などを盛り込んだ新たな高額療養費制度が、8 月 1 日にスタートしました。病院で外来診療を受けた際の自己負担が、最大で従来の 3 割弱増えることとなります。来年 8 月には所得に応じてさらに上限額が引き上げられることも予定され、高所得者の社会保障負担は増すばかりです。

高額療養費制度では、本人の年収に応じて 3 段階に自己負担の上限を定めていて、年収が約 370 万円以上あれば「現役並み」とみなされ、最も高い上限額が適用されます。70 歳以上の人で、今年の 7 月までに診察を受けた分に関しては、外来診療 1 回当たりで 4 万 4,400 円が上限です。

8 月から始まった新たな仕組みでは、70 歳以上で年収 370 万円以上の人について、1 ヶ月当たりの外来診療の自己負担上限額を 5 万 7,600 円とし、従来から約 3 割増額しました。また年収 156 万円以上 370 万円未満の人についても、従来に比べて 2 千円引き上げられて 1 万 4 千円となりました。

さらに、1 年後の 8 月にも再度の引き上げが予定されています。来年の引き上げ時には、これまで年収 370 万円以上を一律に扱っていたところを、現役世代と同じ「370 万円以上～770 万円未満」、「770 万円以上～1,160 万円未満」、「年収 1,160 万円以上」の 3 段階に分け、上限額についても 69 歳以下と同額にすることが決まっています。これまで「現役並み」として扱っていたところを、言葉通り「現役」と同じ扱いに改めることとなります。

☆ 毎年 1 千億円超の休眠預金発生

預金者本人と連絡が取れなくなって 10 年以上が経つ「休眠預金」が、毎年 1 千億円超のペースで生まれていることが分かりました。本人などからの払い戻し請求に応じた額を除いても年間 700 億円以上が生まれているそうです。

東京商工リサーチはこのほど、銀行が休眠預金の払い戻し請求に対応するために計上する「睡眠預金払戻損失引当金」の額を調査し、発表しました。引当金は過去の払戻実績などに基づいて、金融機関の負債の一部として会計処理されるものです。調査によると、107 金融機関の今年 3 月期決算時点での「睡眠預金払戻損失引当金」の総額は、前年同期から 3.4% 増えて 951 億 4,800 万円でした。この結果には、決算書の科目に同引当金の項目がないメガバンクの実態が含まれていないため、実際に積み上がった国内金融機関の休眠預金の額が 1 千億円を軽く超えたものであることは確実と言えます。

また金融庁によれば、休眠預金の発生額は 2014 年 3 月期で 1,187 億円（うち払い戻し 460 億円）、2015 年 3 月期で 1,278 億円（同 518 億円）、2016 年 3 月期で 1,308 億円（同 565 億円）と、徐々に増加していることが分かります。払い戻しを受けていない人も多い状況です。

なお、昨年 12 月に「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」が成立したことで、休眠預金は、福祉・健康増進・地方活性化などの社会的事業への活用が可能となっています。実際に休眠預金が助成されるのは 2019 年秋頃となる見通しです。

皆様、休眠預金がないかどうか、ご確認くださいませ。

西田成希税理士事務所
〒659-0053
兵庫県芦屋市松浜町 6 番 14-2 号
電話 090-7490-7396
FAX 0797-78-6488